（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第六十三条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第十二条第一項及び第三十四条第四号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第六十四条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。

第六章　文部科学省関係

（私立学校法の一部改正）

第六十五条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「第四十四条の四」を「第四十四条の五」に改める。

第四十一条第九項中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の五」に改める。

第三章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款　役員の損害賠償責任等

第四十四条の二第四項を削る。

第三章第三節第三款中第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十四条の五　一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
(1)第百十三条第一項第二号ロ	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四条第二項	社員総会	評議員会
、同項	及び同項	
限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。）	

第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
社員	評議員	
第百十四条第四項	役員等	役員
議決権を有する社員	評議員	
第百十五条第一項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十四条の五において準用する第八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十四条の五において準用する第八十四条第一項及び
、第百十一条第三項及び	の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において準用する	役員を
第百十八条の三第一項	役員等を	役員を
役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約	
社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会	
第百十八条の三第二項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十四条の五において準用する第八十四条第一項及び
及び第百十一条第三項	の規定並びに同法第四十四条の二第三項	
第百十八条の三第三項ただし書	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約